

令和8年度



『山都町防犯カメラ設置支援補助金』について

1. 事業目的

地域の犯罪等に対する抑止力の向上を図り、安全安心なまちづくりの推進のため実施しています。そのため補助金対象の防犯カメラは屋外に設置するものとなりますのでご注意ください。

2. 補助対象者

○行政区、自治振興区、防犯ボランティア、PTAなどの地域団体

○町内に居住する方又は町内に事業所が所在する法人（町民等）

※ 原則世帯主や代表者が申請してください。

※ 町税等の滞納がある場合や設置後に申請された場合、本補助金は利用できません。

3. 対象となる経費

○カメラ本体、録画機器、保護カバー等関連機器の購入費

○機器の取付工事に係る経費

○防犯カメラ設置の表示板の購入費（「防犯カメラ作動中」など）

4. 補助率・上限等

○地域団体：補助対象経費の $\frac{3}{4}$ （1,000円以下の端数は切り捨て） 上限15万円

○町民等：補助対象経費の $\frac{2}{3}$ （1,000円以下の端数は切り捨て） 上限7万円

※ 補助金については、事業完了後の交付になります。

5. 主な遵守事項等

○設置して5年間は継続的な管理運用をすること

○申請年度の2月17日までに設置事業を完了（支払い等まで）すること

○警察等から照会を受けた場合には画像データを提供すること

○苦情や問い合わせを受けた場合は、誠実かつ迅速に対応すること

○カメラ設置場所が第三者所有地等の場合は、所有者から同意を得ること

○撮影範囲に第三者の家屋等が含まれている場合は、居住者の同意を得ること

○地域団体が設置する場合は、条例に基づき、設置運用基準の作成・提出や

「カメラ作動中」等の表示の設置をすること

担当 山都町役場総務課防災係 TEL0967-72-1111(内戦 208、214)